

平成27年6月3日

第29回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第29回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成27年6月3日（水曜日）午前8時30分開会

出席委員（17名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	志子田吉晃君	伊藤栄一君
	佐藤英治君	高橋卓也君
	小野絹子君	伊勢由典君
	曾我ミヨ君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した職員

なし

事務局出席職員氏名

事務局 局長 安藤英治君 議事調査係長 鈴木忠一君
議事調査係主事 片山太郎君

会議に付した事件

1. 証人喚問について
2. 記録の提出期限の延長について
3. 記録の追加要求について

午前 8時30分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力願います。

これより議事に入ります。

それでは、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告を議題といたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会委員長の報告を求めます。

菊地委員長。

○菊地小委員会委員長 おはようございます。

ご報告いたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会から委任された事件の調査について、平成27年6月2日火曜日、第11回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会を開催いたしました。

小委員会では、証人喚問及び記録提出についてを議題とし、調査が行われました。

委員による議論の結果、地方自治法第100条第1項に規定する証人喚問及び記録提出については、次のとおりとすべきものと決しました。

まず初めに、地方自治法第100条第1項に係る4件の付議事件について調査を行うため、平成27年6月15日月曜日に、宮本産業株式会社 代表取締役 宮本光雄君、有限会社中沢組 代表取締役 中澤 仁君及び株式会社清野工務店 代表取締役 清野 薫君を、また平成27年6月16日火曜日午前9時に、前塩竈市産業環境部長 荒川和浩君、前塩竈市産業環境部環境課長 村上昭弘君及び塩竈市議会議員 嶺岸淳一君を本会議場で開催される東日本大震災復旧・復興調査特別委員会に証人として出頭を求めるべきものと決しました。

次に、証人に対する尋問事項について、委員長からの共通尋問事項及び各委員からの尋問事項について、お手元にご配付しております資料のとおりとすることで決しました。

まず、委員長からの共通尋問事項については、

証人

宮本産業株式会社 代表取締役 宮本光雄

調査事項 4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに
関する事項

証言を求める事項

1. 越の浦への搬入状況に関して
2. 帳票類の受け取りに関してであります。

証人

有限会社中沢組 代表取締役 中澤 仁

調査事項 4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに
関する事項

証言を求める事項

1. 越の浦への搬入状況に関して
2. 帳票類の受け取りに関してです。

証人

株式会社清野工務店 代表取締役 清野 薫

調査事項 4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに
関する事項

証言を求める事項

1. 越の浦への搬入状況に関して
2. 帳票類の受け取りに関してです。

証人

前塩竈市産業環境部長 荒川和浩

調査事項 1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

証言を求める事項

1. 株式会社千葉鳶、株式会社晃信建設の各月の請求書に記載されている業務内容について
(別紙資料参照)

調査事項 2 については、浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

1. 危険家屋解体業務の手続の流れについて

2. 浦戸の寄せ集め物件の業務について

3. 株式会社千葉鳶、株式会社晃信建設の各月の請求書に記載されている業務内容について
であります。別紙資料参照してください。

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項については、

1. 株式会社千葉鳶、株式会社晃信建設の各月の請求書に記載されている業務内容について、
別紙資料参照してください。

調査事項4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに
関する事項

証言を求める事項については、

1. 有価物の越の浦での管理についてであります。

証人

前塩竈市産業環境部環境課長 村上昭弘

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

証言を求める事項については、

1. 株式会社千葉鳶、株式会社晃信建設の各月の請求書に記載されている業務内容について、
別紙資料参照してください。

調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

1. 危険家屋解体業務の手の流れについて

2. 浦戸の寄せ集め物件の業務について

3. 株式会社千葉鳶、株式会社晃信建設の各月の請求書に記載されている業務内容について、
別紙資料参照してください。

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項として、

1. ガレキ収集運搬業務の事務の流れについて

2. 株式会社千葉鳶、株式会社晃信建設の各月の請求書に記載されている業務内容について、
別紙資料参照してください。

調査事項4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに
関する

事項

証言を求める事項

1. 有価物の越の浦での管理についてであります。

次に、各委員からの尋問事項については、

証人

宮本産業株式会社 代表取締役 宮本光雄

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

証言を求める事項

①塩竈市災害復旧連絡協議会の決算報告について

②佐藤市長への上申書について

調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

①塩竈市災害復旧連絡協議会の決算報告について

②佐藤市長への上申書について

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項

①塩竈市災害復旧連絡協議会の決算報告について

②佐藤市長への上申書について

調査事項4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する

事項

証言を求める事項

①平成25年6月14日付監査報告について

②有価物について

③越の浦一次仮置き場の搬入について

証人

有限会社中沢組 代表取締役 中澤 仁

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

証言を求める事項

①塩竈市災害復旧連絡協議会の決算報告について

②佐藤市長への上申書について

調査事項 2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

①塩竈市災害復旧連絡協議会の決算報告について

②佐藤市長への上申書について

調査事項 3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項

①塩竈市災害復旧連絡協議会の決算報告について

②佐藤市長への上申書について

調査事項 4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに
事項

証言を求める事項

①有価物の処理の報告について

②犬飼弁護士の問いに対する回答について

③有価物について

④越の浦一次仮置き場の搬入について

証人

株式会社清野工務店 代表取締役 清野 薫

調査事項 1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

証言を求める事項

①塩竈市災害復旧連絡協議会の決算報告について

②佐藤市長への上申書について

調査事項 2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

①塩竈市災害復旧連絡協議会の決算報告について

②佐藤市長への上申書について

調査事項 3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項

①塩竈市災害復旧連絡協議会の決算報告について

②佐藤市長への上申書について

調査事項4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに
関する事項

証言を求める事項

- ①有価物の処理の報告について
- ②犬飼弁護士への問いに対する回答について
- ③有価物について
- ④越の浦一次仮置き場の搬入について

証人

前塩竈市産業環境部長 荒川和浩

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

証言を求める事項

- ①職員の事務処理、役割について
- ②塩竈市災害復旧連絡協議会からの請求書及び塩竈市の業務指示について
- ③出来高の集計事務について
- ④公文書の取り扱いについて

調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

- ①職員の事務処理、役割について
- ②塩竈市災害復旧連絡協議会からの請求書及び塩竈市の業務指示書について
- ③家屋解体業務並びにガレキ撤去業務の違いについて
- ④出来高の集計事務について
- ⑤公文書の取り扱いについて
- ⑥解体指示書と支払い金額決定の経過について
- ⑦浦戸の危険家屋解体72件の寄せ集めについて
- ⑧家屋の流出と危険家屋解体について
- ⑨ガレキの解体について

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項

①職員の事務処理、役割について

②塩竈市災害復旧連絡協議会からの請求書及び塩竈市の業務指示書について

③浦戸災害業務廃棄物撤去業務委託料の支払いについて

一つ、出来高と支払い額の差額について

一つ、支払い事務における環境課長の権限について

④家屋解体業務並びにガレキ撤去業務の違いについて

⑤出来高の集計事務について

⑥公文書の取り扱いについて

⑦ガレキ収集運搬業務の事務の流れについて

調査事項 4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに
関する事項

証言を求める事項

①ガレキ処理や被災家屋解体作業における有価物発生時の処理について

②請負業者による有価物の取り扱いについて

③浦戸諸島の一次仮置き場の管理について

④有価物（金属）について

⑤職員の事務処理、役割について

⑥公文書の取り扱いについて

⑦産業建設常任委員協議会の発言について

証人

前塩竈市産業環境部環境課長 村上昭弘

調査事項 1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

証言を求める事項

①職員の事務処理、役割について

②塩竈市災害復旧連絡協議会からの請求書及び塩竈市の業務指示書について

③出来高の集計業務について

④公文書の取り扱いについて

調査事項 2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

- ①職員の事務処理、役割について
- ②塩竈市災害復旧連絡協議会からの請求書及び塩竈市の業務指示書について
- ③家屋解体業務並びにガレキ撤去業務の違いについて
- ④出来高の集計業務について
- ⑤公文書の取り扱いについて
- ⑥解体指示書と支払い金額決定の経過について
- ⑦浦戸の危険家屋解体72件の寄せ集めについて
- ⑧家屋の流出と危険家屋解体について
- ⑨ガレキの解体について

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項

- ①職員の事務処理、役割について
- ②塩竈市災害復旧連絡協議会からの請求書及び塩竈市の業務指示書について
- ③浦戸災害業務廃棄物撤去業務委託料の支払いについて
 - 一つ、出来高と支払い額の差額について
 - 一つ、支払い事務における環境課長の権限について
- ④家屋解体業務並びにガレキ撤去業務の違いについて
- ⑤出来高の集計事務について
- ⑥公文書の取り扱いについて
- ⑦ガレキ収集運搬業務の事務の流れについて

調査事項4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに 関する事項

証言を求める事項

- ①ガレキ処理や被災家屋解体作業における有価物発生時の処理について
- ②請負業者による有価物の取り扱いについて
- ③家屋解体に係る所有者の同意について
- ④浦戸諸島の一次仮置き場の管理について
- ⑤有価物（金属）について
- ⑥職員の事務処理、役割について

⑦公文書の取り扱いについて

⑧産業建設常任委員協議会の発言について

証人

塩竈市議会 議員 嶺岸淳一

調査事項4. 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項

証言を求める事項

①産業建設常任委員協議会の発言について

とすることに決しました。

次に、委員長からの共通尋問時間及び各委員からの尋問時間について審議が行われ、委員長からの共通尋問事項についてはおおむね75分とし、各委員からの尋問時間についてはおおむね20分以内とし、各委員の再尋問は委員長の許可により可能とすることに決しました。

次に、証人喚問を行うに当たり、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会証人喚問実施要綱を定め実施することについて審議が行われ、お手元にご配付しております要綱（案）のとおり決しました。

次に、去る5月27日に開催された東日本大震災復旧・復興調査特別委員会において、地方自治法第100条第1項に規定する記録の追加要求についてを決定し、次の記録の提出を議長名により求めておりました。

記録の提出を求める者の氏名、住所は、元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長 和田 忠君。
塩竈市北浜一丁目4番26号です。

次に、事件名は、付議事件（1）浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項、付議事件（2）浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項、付議事件（3）浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項です。

次に、提出を求める記録は、

（1）浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

（2）浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

（3）浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項の3件に関して、

①下請け業者に支払った振込依頼書の控え（塩竈市災害復旧連絡協議会が委託された業務に関する各業者への支払いを証明する書類・原本）

② 1%の事務手数料を戻した振込依頼書の控え（現金であれば、その受領書）

③ 出納簿の原本（全期間分）

④ 島民給与の領収書の原本（氏名が記載されたもの）です。

次に、提出期限は、平成27年6月4日木曜日午後5時です。

この記録提出請求に対し、お手元にご配付しておりますように、平成27年5月27日付で元塩竈市災害復旧連絡協議会 事務局長 千葉勇夫君より、書類提出及び証人出頭に関する申し出がなされ、平成27年6月1日付で元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長 和田 忠君より、事務局長 千葉勇夫君が長期旅行で不在のため、帰国後対応するため、平成27年6月18日木曜日午後5時まで提出期限の延長を求める旨の文書が議長宛てに提出されました。

小委員会での委員による議論の結果、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会において、100条調査権により定めた提出期限を遵守すべきものであるが、事情を勘案し、平成27年6月15日月曜日午前9時まで延長すべきものと決しました。

次に、委員による議論の結果、地方自治法第100条第1項に基づく新たな記録の追加要求については、次のとおり要求すべきものと決しました。

I. 記録の提出を求める者の氏名、住所

1. 東華建設株式会社 代表取締役 津田清司、塩竈市新浜町二丁目15番1号
2. 株式会社千葉鳶 代表取締役 千葉勇夫、塩竈市松陽台一丁目3番5号
3. 株式会社晃信建設 代表取締役 和田野 晃、塩竈市白菊町6番43号

II. 東華建設株式会社 代表取締役に要求する記録

1. 事件

- (1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項
- (2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項
- (3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

2. 提出を求める記録

- (1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項
- (2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項
- (3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項の3件に関して、

① 塩竈市災害復旧連絡協議会からの浦戸の業務に関し、入金を証する書類（預金通帳等の写し）

Ⅲ. 株式会社千葉鳶 代表取締役 zu 要求する記録

1. 事件

- (1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項
- (2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項
- (3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

2. 提出を求める記録

- (1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項
- (2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項
- (3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項の3件に関して、

①塩竈市災害復旧連絡協議会からの浦戸の業務に関し、入金を証する書類（預金通帳等の写し）

Ⅳ. 株式会社晃信建設 代表取締役 zu 要求する記録

1. 事件

- (1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項
- (2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項
- (3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

2. 提出を求める記録

- (1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項
- (2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項
- (3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項の3件に関して、

①塩竈市災害復旧連絡協議会からの浦戸の業務に関し、入金を証する書類（預金通帳等の写し）

次に、提出期限は、平成27年6月11日木曜日午後5時であります。

以上が、本小委員会における証人喚問、告発及び記録提出に係る中間報告の対応であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会

委員長 菊地 進

以上でございます。

○志賀委員長 ただいま報告いただきました委員長報告に基づき、まず証人喚問の件を議題とい

たします。

嶺岸さん、退出をお願いします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

証人喚問の件については、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおり、地方自治法第100条第1項に係る4件の付議事件について調査を行うため、来る平成27年6月15日月曜日午前9時より、宮本産業株式会社 代表取締役 宮本光雄君を証人として出頭を求め、お手元にご配付の尋問事項について証人尋問を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立全員であります。よって、証人喚問の件については、証人出頭要求することに決しました。

次に、来る平成27年6月15日月曜日午後1時より、有限会社中沢組 代表取締役 中澤 仁君を証人として出頭を求め、お手元にご配付の尋問事項について証人尋問を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立全員であります。よって、証人喚問の件については、証人出頭要求することに決しました。

次に、来る平成27年6月15日月曜日午後3時より、株式会社清野工務店 代表取締役 清野 薫君を証人として出頭を求め、お手元にご配付の尋問事項について証人尋問を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立全員であります。よって、証人喚問の件については、証人出頭要求すること

に決しました。

次に、来る平成27年6月16日火曜日午前9時より、前塩竈市産業環境部長 荒川和浩君を証人として出頭を求め、お手元にご配付の尋問事項について証人尋問を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立全員であります。よって、証人喚問の件については、証人出頭要求することに決しました。

次に、来る平成27年6月16日火曜日午後1時より、前塩竈市産業環境部環境課長 村上昭弘君を証人として出頭を求め、お手元にご配付の尋問事項について証人尋問を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立全員であります。よって、証人喚問の件については、証人出頭要求することに決しました。

次に、来る平成27年6月16日火曜日午後3時より、塩竈市議会議員 嶺岸淳一君を証人として出頭を求め、お手元にご配付の尋問事項について証人尋問を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立多数であります。よって、証人喚問の件については、証人出頭要求することに決しました。

嶺岸淳一議員、入室お願いします。

次に、記録の提出期限の延長の件を議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これをもって討論を終結いたします。

記録の提出期限の延長については、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおり、去る5月27日の本委員会で元塩竈市災害復旧連絡協

議会 会長 和田 忠君に対し、付議事件 1、浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項、付議事件 2、浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項、付議事件 3、浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項に係る記録を平成27年 6 月 4 日木曜日までに提出することに決定しましたが、元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長 和田 忠君から、元塩竈市災害復旧連絡協議会 事務局長 千葉勇夫君が長期旅行で不在との理由から提出期限を延長してほしいとの申し出がありました。

お諮りいたします。この申し出には正当な理由があると認め、付議事件 1、浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項、付議事件 2、浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項、付議事件 3、浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項に係る記録の提出期限を平成27年 6 月15日月曜日午前9時まで延長することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立全員であります。よって、記録の提出期限の延長については、延長することに決しました。

次に、記録の追加要求について議題といたします。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 これをもって討論を終結いたします。

記録の追加要求については、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおり提出を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○志賀委員長 起立全員であります。よって、記録の追加要求については、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおり提出を求めることに決しました。

以上で本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

午前 9時09分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝